様式第１号

年　　　月　　　日

　　　鳥羽市水道事業

　　　　鳥羽市長　　　　　　　様

住　　所

　　フリガナ

（法人の場合　　氏　　名

は代表者名ま　　連絡先（勤務先等）

で記入）　　　　　　　　（自宅）　　　　（その他）

　　鳥羽市給水条例第５条により、下記のとおり給水装置の新設等の工事を申し込みます。

|  |  |
| --- | --- |
| 給水装置の工事内容(該当の工事に○印) | 新設・改造（増・減口径）・修繕・撤去　　　　　工事 |
| 給水装置（量水器）設置場所 | 　　　　鳥羽　　丁目　　　　番　　　　号鳥羽市　　　　　　町　　　　番地 |
| 栓種(該当の栓種に○印) | 家事用・官公署用・営業用・湯屋用・工業用・臨時工事用 |
| メーター口径(該当の口径に○印) | 13ミリ・20ミリ・25ミリ・40ミリ・50ミリ75ミリ・100ミリ・150ミリ・200ミリ・250ミリ　　　〔〕 |
| 建築確認申請書(該当の事項に○印) | 必　要不必要 | 提出済　・　提出中　・　未提出建築確認番号　　　　　　　　　 |
| 工事施行の方法(該当の□に***レ***点) | □　市に委託　　　□　市指定給水装置工事事業者に委託 |
| 添付書類(該当の書類に○印) | 平面図　・　承諾書　他 |

　※　給水申込者が土地家屋の所有者でないところから連署により申し込みます。

住所

土地家屋所有者

氏名

（裏面）

　ただし、

　　(１)　貸与の量水器は、責任をもって保管し万一亡失、破損した場合は、ご指定による代価を弁償します。

　　(２)　この給水装置工事完成の上は、維持管理都合上公共用地に属する給水装置は、寄付いたします。

　　(３)　栓種が臨時工事用の場合には休止後は、(１)　給水装置を撤去、(２)（　　　　　）に栓種変更の届出をいたします。

　　(４)　栓種が営業用又は、工業用（(３)　において栓種変更する場合も含む。）であり、その施設の営業内容は〔　　　　　　　　　　〕です。

　　(５)　給水方式が直結給水の場合は、水道工事等における断水時の異議申立てはいたしません。

　　(６)　位置図（付近見取図）

　　(７)　鳥羽市指定給水装置工事事業者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　番

　　　　　　　氏名又は名称

　　　　　　　住　　　　所



　　　　　　　給水申込分担金（口径　　　ミリ　　　基　　　　　　　　円）

　　　　　　　　　　　　　年　　　　月　　　　日

　　　　　　　　担　当　者　印